

(証券コード 3691)

平成27年12月10日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号

株式会社リアルワールド

代表取締役
社 長 菊 池 誠 晃

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年12月24日（木曜日）午後7時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年12月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号 アイビーホール3階（ナルド） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第11期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社定款第15条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://realworld.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済財政政策や日銀による金融緩和策を背景とし、雇用情勢や個人消費がゆるやかに改善傾向にあると言われております。

しかし、少子高齢化の進行により生産年齢人口の減少は加速しており、労働力不足の解消のための施策やこれまでの雇用形態にとらわれることのない柔軟な働き方に対するニーズは高まってきております。

また、一般世帯のスマートフォン普及率は60%を超え、インターネット広告市場も堅調な成長を見せております。

当社はこのような環境のもと、時間や場所に関係なく誰でも働くことのできるクラウドソーシングサービスおよびディスプレイ広告や運用型広告に立脚したクラウドメディアサービスに注力し、積極的な投資を行ってまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は3,711,450千円(前年同期比34.2%増)、営業利益は145,608千円(同25.9%減)、経常利益は140,134千円(同28.4%減)、当期純利益は53,788千円(同51.4%減)となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

<クラウド事業>

クラウド事業においては、クラウドメディアによって接触会員数の増加を図り、クラウドソーシングによって売上単価の上昇を図るという相互作用を持った事業拡大を狙っております。

クラウドメディアにおける継続的な会員獲得施策とクラウドソーシングの社会的認知度向上により、クラウド会員数は約917万人となりました。(前年同月約880万人)

このような結果、クラウド事業の売上高は3,678,413千円(前年同期比34.8%増)、セグメント利益は692,950千円(同29.4%増)となりました。

- ・クラウドメディアサービス

クラウドメディアサービスにおいては、スマートフォン経由での会員獲得や回遊促進による利用活性化を実施いたしました。

このような結果、クラウドメディアサービスの売上高は2,400,543千円（前年同期比2.8%減）となりました。

- ・クラウドソーシングサービス

当期継続的に実施してきた提携戦略や当連結会計年度において新たに子会社となった株式会社マークアイの連結による効果により、クラウドソーシングサービスの売上高は1,277,869千円（前年同期比392.1%増）となりました。

<ポイントエクステンジ事業>

ポイントエクステンジ事業の売上高は33,037千円（前年同期比11.2%減）、セグメント利益は22,893千円（同101.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は356,718千円であり、その主なものは、オフィス移転に伴う建物附属設備の増加やクラウド事業に係るソフトウェアのシステム投資であります。

③ 資金調達の状況

平成27年2月13日に第2回無担保社債139,000千円を、平成27年2月23日に第3回無担保社債200,000千円を発行いたしました。また、金融機関より長期借入金として150,000千円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

当社は、平成27年9月30日付けで、株式会社LikeItが運営するスマートフォンアプリの事業を同社より45,000千円で譲受けております。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、当連結会計年度において株式会社マークアイを子会社化しておりません。

また、平成27年9月30日付けで、当社は保有する株式会社リアルマーケティング（現 株式会社スマートソーシング）の全株式を譲渡しており、同社は当社の子会社ではなくなっております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、環境変化が著しい昨今のインターネットメディア業界において、クラウド事業を中心に展開してまいりました。今後につきましては、クラウド事業における総会員数の拡大、他社との提携及びスマートフォン分野へ注力することによって新たな収益源を獲得していくことが重要であると考えております。

これらを踏まえ、当社グループは以下の事項を対処すべき課題として取り組んでまいります。

①クラウドメディアの継続的成長

当社グループが事業を展開するクラウドメディアにおいては、スマートフォンの普及や通信インフラ基盤の拡大、高速化等によってスマートフォンからの利用が急拡大しております。このような、拡大を続けるスマートフォン市場において、優位性の確保が今後の継続的な成長に不可欠であると考えております。

そのため、今後はクラウドメディアにおいて、より一層スマートフォン分野に注力していき、スマートフォン分野において、会員がポイントを獲得しやすい仕組みを構築することにより、クラウドメディアの継続的な成長を図ってまいります。

②クラウドソーシングの認知度向上

クラウドソーシングは、新しく創出された市場であります。そのため、クラウドソーシングの成長には、まず社会におけるサービスの認知度向上をはかり、クラウドソーシング市場全体の拡大を進めなければならないと考えております。

当社グループは、クラウドソーシングに注力し、サービスとしての認知度を上げるとともに、協会等の普及活動に注力することで、クラウドソーシングの市場拡大を図ってまいります。

③競合他社への対応

インターネット市場においては、今後も競争が激化することが予想されます。

一方、現時点においては、当社グループが志向するマイクロタスク型のクラウドソーシングサービスについては、競合の進出が少ないため、新たな会員の開拓を継続していくことが重要な課題であると認識しております。

加えて、当社グループは、機密情報や個人情報の保護をより一層徹底することにより、提携企業を拡大し、クラウドソーシングサービスにおいて提供するマイクロタスクの拡充を図ってまいります。

④サイト運営の健全性等について

当社グループの事業においては、会員が安心して利用できるサービス環境を提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。

当社グループは個人情報保護等に関するサイトの安全性の強化に加え、広告掲載基準の整備・利用規約の徹底・システム監視体制の強化など、健全性維持の仕組み構築へ継続的に取り組んでまいります。

⑤システムの安定性の確保

当社グループの主要事業は、インターネット上で事業展開を行っているため、安定稼働させることで会員に安心して利用して頂くことが、事業運営上必須であると考えております。

安定した事業運営を行うにあたり、新規事業や会員の増加等に伴うアクセス数の増加を考慮した、サーバー設備の増強、負荷分散システムの導入等が重要となるため、今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

⑥優秀な人材の採用

今後の更なる成長にとって、優秀な人材を適時に採用することが、重要な課題と認識しております。特にエンジニアにおける採用コストは増加傾向にありますので、優秀な人材を採用していくために、企業としての採用競争力の強化及び従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や人事制度の整備・運用を進めて

まいります。

⑦海外展開への対応

海外におけるクラウドソーシング市場及びインターネット市場の拡大を見据えたうえで、連結子会社である株式会社マークアイが持つ海外ネットワークを積極的に活用し、中長期的な収益化を目指し市場調査を進めてまいります。

⑧ブランド知名度の向上

当社グループは、新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告を実施しておらず、当社が持つ友達紹介システムの活用により会員の獲得を図ってまいりました。

しかしながら、既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、ブランドのより一層の確立が重要であると認識しております。今後は、費用対効果を慎重に検討の上、広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化を図ってまいります。

⑨新規事業の対応

環境の変化が激しいインターネット市場において、既存の事業を成長させつつ、新規事業によって事業ポートフォリオの多角化を図り、持続的な成長を遂げなければならないと考えております。そのためには、クラウドソーシングのような新しい市場の創出と、その中で常に新たな可能性を模索し続けていくことが必要と認識しております。

具体的には会員のレベル向上と獲得ポイント単価の向上につながる各種スキルアップの場を提供する必要があると考えています。これらを通じて、会員はスキルに応じた作業を実施できるようになり、依頼企業に対しては会員の量だけではなく質の可視化を進めていくことを検討しております。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年9月期 第8期	平成25年9月期 第9期	平成26年9月期 第10期	平成27年9月期 第11期 (当連結会計 年度)
売上高(千円)	-	-	2,766,527	3,711,450
経常利益(千円)	-	-	195,635	140,134
当期純利益(千円)	-	-	110,699	53,788
1株当たり(円) 当期純利益	-	-	45.29	19.86
総資産(千円)	-	-	2,088,171	3,299,718
純資産(千円)	-	-	1,130,259	1,277,159
1株当たり(円) 純資産額	-	-	417.87	440.23

(注) 当社は第10期より連結計算書類を作成しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社READO	10,000 千円	100.0 %	クラウド事業
株式会社マークアイ	110,000 千円	76.1 %	クラウド事業
REALWORLD ASIA PTE. LTD.	450,000 SGD	100.0 %	クラウド事業
PT. SITUS KARUNIA INDONESIA	1,350,000 千Rp	65.0 %	クラウド事業

(注) 1. PT. SITUS KARUNIA INDONESIAの株式は、REALWORLD ASIA PTE. LTD.を通じての間接所有となっております。

2. 平成27年9月30日付けで、当社は保有する株式会社リアルマーケティング(現 株式会社スマートソーシング)の全株式を譲渡しており、同社は当社の子会社ではなくなっております。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容（平成27年9月30日現在）

事業	主要サービス
クラウド事業	「CROWD」「Gendama」「知的財産権に関する総合コンサルティング」等
ポイントエクステンジ事業	「PointExchange」

(6) 主要な営業所（平成27年9月30日現在）

名称	所在地
当社	東京都港区
株式会社READO	北海道札幌市
株式会社マークアイ	東京都港区
REALWORLD ASIA PTE. LTD.	シンガポール
PT. SITUS KARUNIA INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ

(注) 平成27年9月30日付けで、当社は保有する株式会社リアルマーケティング（現 株式会社スマートソーシング）の全株式を譲渡しており、同社は当社の子会社ではなくなっております。

(7) 従業員の状況（平成27年9月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
132名	64名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。

②当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55名	17名増	29.6歳	2.9年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。
2. 当社から子会社への出向者は含まれておりません。

(8) 主要な借入先（平成27年9月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	200,000 千円
株式会社りそな銀行	167,686 千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	135,000 千円
株式会社みずほ銀行	114,181 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,700,000株
(2) 発行済株式の総数 2,717,900株
(3) 株主数 1,109名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
菊池誠晃	1,356,500 株	49.90 %
クックパッド株式会社	276,000 株	10.15 %
インキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合	217,600 株	8.00 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	168,600 株	6.20 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	70,400 株	2.59 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	66,000 株	2.42 %
野村信託銀行株式会社（投信口）	35,100 株	1.29 %
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	35,000 株	1.28 %
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金特金口）	27,000 株	0.99 %
和出憲一郎	22,300 株	0.82 %

(5) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に於いて当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称	第4回新株予約権 (平成24年8月29日発行)
新株予約権の数	120個
保有人数 当社取締役	2名
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 12,000株
新株予約権の発行価格	—
新株予約権の行使価額	1個あたり900円
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月30日 至 平成34年6月29日
新株予約権の主な行使条件	権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等
該当事項はありません。
- (3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	菊池誠晃	
取締役	東本和人	経営本部長
取締役	熊坂慶太	クラウド事業部長
取締役	和出憲一郎	ワイアエンドパートナーズ株式会社代表取締役 株式会社オークファン社外取締役 株式会社ロックオン社外取締役 株式会社PLAN-B社外取締役
常勤監査役	久須美卓三	
監査役	半谷智之	株式会社GameWith社外監査役
監査役	大村健	フォーサイト総合法律事務所代表パートナー弁護士 パイプドHD株式会社社外監査役 ユナイテッド株式会社社外監査役 アライドアーキテクト株式会社社外監査役 株式会社イグニス社外監査役 株式会社レアジョブ社外監査役

- (注) 1. 取締役 和出憲一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 久須美卓三氏、半谷智之氏及び大村健氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 常勤監査役の久須美卓三氏は、長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取 締 役 (うち社外取締役)		監 査 役 (うち社外監査役)		計	
人数	金額	人数	金額	人数	金額
4名 (1名)	40,760千円 (3,360千円)	3名 (3名)	14,400千円 (14,400千円)	7名 (4名)	55,160千円 (17,760千円)

- (注) 取締役、監査役に対する報酬限度額は、平成18年6月1日開催の臨時株主総会において、取締役年額 100,000千円以内、監査役年額 20,000千円以内と決議頂いております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	和出憲一郎	ワイデアンド パートナーズ 株式会社	代表取締役	当社とワイデアンドパートナーズ株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社オー クファン	社外取締役	当社と株式会社オークファンとの間には取引関係がありますが、取引内容は軽微であります。また、株式会社オークファンは当社の株式を保有しておりますが、保有する株式は発行済株式総数の1%未満（平成27年9月30日時点）であります。
		株式会社ロッ クオン	社外取締役	当社と株式会社ロックオンとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株 式 会 社 PLAN-B	社外取締役	当社と株式会社PLAN-Bの間には取引関係がありますが、取引内容は軽微であります。
社外監査役	久須美卓三	—	—	—
社外監査役	半谷智之	株 式 会 社 GameWith	社外監査役	当社と株式会社GameWithとの間に重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	大村健	フォーサイト 総合法律事務 所	代表パートナ ー弁護士	当社とフォーサイト総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		パイブドHD 株式会社	社外監査役	当社とパイブドHD株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		ユナイテッド 株式会社	社外監査役	当社とユナイテッド株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		アライドアー キテックス株 式会社	社外監査役	当社とアライドアーキテックス株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社イグ ニス	社外監査役	当社と株式会社イグニスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社レア ジョブ	社外監査役	当社と株式会社レアジョブとの間に重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	和出憲一郎	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回出席し、他社において代表取締役を歴任してきたことによる豊富な経験と独自の知見から積極的な発言を行っております。
社外監査役	久須美卓三	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回出席し、また、監査役会12回全てに出席し、経営に関する幅広い見識に基づく発言を行っております。
社外監査役	半谷智之	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回出席し、また、監査役会12回全てに出席し、投資実務を担当してきた深い経験に基づく専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	大村健	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回出席し、また、監査役会12回全てに出席し、弁護士としての深い経験に基づく専門的見地からの発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役においては、800万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役においては法令が規定する額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①報酬等の額	18,000千円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	25,250千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠並びに過年度の監査計画と実績の状況等を総合的に勘案し必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役員及び従業員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。また、剰余金の配当を行う場合、期末配当を基本方針としております。

7. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に関する決議の概要は、以下のとおりであります。なお、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、内部統制システムの基本方針を改定しております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ④ 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- ⑤ 内部通報マニュアルを定め、法令上疑義のある行為等について社内外からの情報の確保に努める。
- ⑥ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、賞罰委員会による処罰の対象とする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- ② 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統一的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
- ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。

- ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- ③ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、原則として、当社の取締役または使用人に子会社の取締役または監査役を兼務させ、当該兼務者を通じて子会社の職務の執行状況を当社に定期的に報告させるとともに関係会社管理規程に基づき、その職務の執行状況をモニタリングする。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体のリスク管理規程を策定しグループ全体のリスクマネジメントを実施する。

③ 子会社の取締役の職務の執行及び業務が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行の体制について、子会社の事業、規模及び当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するとともに、子会社の意思決定について、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。

(ii) 当社の内部監査室が各部門及びグループ各社における内部監査を実施し、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性の把握、評価等を行う。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役は、監査役監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

- ② 監査役の補助者は、監査役に同行して取締役会その他の重要会議に出席し、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加できるものとし、取締役及び使用人は監査役の補助者の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (9) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者(以下、本項において「当社及び子会社の取締役等」という。)が当社の監査役に報告するための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役等は、法定の事項に加え、当社または子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
- ② 当社及び子会社の取締役等は、当社の監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- ③ 当社の監査役は、当社及び子会社の取締役等から得た情報について、第三者に対して報告する義務を負わず、また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役は、職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が毎年策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
- ② 各部門及びグループ各社は、監査役の往査に協力する。
- ③ 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- ④ 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
- ⑤ 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
- ⑥ 監査役は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

上記の内部統制システムの基本方針について、監査役及び内部監査室が業務監査や財務報告に係る内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を随時モニタリングしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,062,408	流動負債	1,551,631
現金及び預金	892,092	買掛金	221,245
売掛金	702,697	短期借入金	500,000
仕掛品	73,908	1年内償還予定の社債	77,800
貯蔵品	27,856	1年内返済予定の長期借入金	59,412
繰延税金資産	145,110	未払金	111,702
その他	222,473	リース債務	17,209
貸倒引当金	△1,729	未払法人税等	26,205
固定資産	1,230,645	未払消費税等	34,200
有形固定資産	198,493	ポイント引当金	378,178
建物	129,438	その他の引当金	18,519
リース資産	64,656	その他	107,157
その他	4,398	固定負債	470,928
無形固定資産	686,839	社債	237,300
のれん	518,288	長期借入金	157,455
ソフトウェア	136,171	リース債務	53,263
その他	32,378	繰延税金負債	1,898
投資その他の資産	345,312	その他	21,011
投資有価証券	113,200	負債合計	2,022,559
敷金及び保証金	213,238	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	191	株 主 資 本	1,193,685
その他	25,807	資本金	417,237
貸倒引当金	△7,126	資本剰余金	409,295
繰 延 資 産	6,665	利益剰余金	367,152
社債発行費	6,665	その他の包括利益累計額	2,805
		為替換算調整勘定	2,805
		少数株主持分	80,667
		純資産合計	1,277,159
資産合計	3,299,718	負債及び純資産合計	3,299,718

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年10月1日から)
(平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,711,450
売 上 原 価		1,963,557
売 上 総 利 益		1,747,893
販売費及び一般管理費		1,602,284
営 業 利 益		145,608
営業外収益		
受 取 利 息	236	
為 替 差 益	4,652	
そ の 他	514	5,404
営業外費用		
支 払 利 息	7,380	
社 債 発 行 費	1,762	
そ の 他	1,734	10,877
経 常 利 益		140,134
特別利益		
関係会社株式売却益	24,115	24,115
特別損失		
本 社 移 転 費 用	3,235	
リ ー ス 解 約 損	1,479	
固 定 資 産 除 却 損	1,742	
減 損 損 失	1,026	7,483
税金等調整前当期純利益		156,767
法人税、住民税及び事業税	57,613	
法人税等調整額	26,526	84,139
少数株主損益調整前当期純利益		72,627
少数株主利益		18,839
当期純利益		53,788

連結株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				その他の 包括利益 累計額 為替換算 調整勘定	少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本 合計			
当期首残高	411,162	403,220	313,364	1,127,747	2,341	169	1,130,259
当期変動額							
当期純利益			53,788	53,788			53,788
新株の発行	6,075	6,075		12,150			12,150
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	463	80,498	80,961
当期変動額合計	6,075	6,075	53,788	65,938	463	80,498	146,900
当期末残高	417,237	409,295	367,152	1,193,685	2,805	80,667	1,277,159

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社READO

株式会社マークアイ

REALWORLD ASIA PTE. LTD.

PT. SITUS KARUNIA INDONESIA

株式会社マークアイは、平成26年12月16日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

また、連結子会社であった株式会社リアルマーケティング（現 株式会社スマートソーシング）は、平成27年9月30日の保有株式売却に伴い、当連結会計年度末より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

なお、決算日が異なる連結子会社については、連結決算日に仮決算をおこなった計算書類を基礎としております。

会社名	決算日
株式会社マークアイ	3月31日

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券
時価のないもの

… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産

仕掛品

… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

… 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③デリバティブ

為替予約

… 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

… 定率法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

その他 2～20年

②無形固定資産

… 定額法

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

利息法を採用しております。なお、償却期間は5年です。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

… 将来のポイントの交換による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件毎に判断し、10年以内の合理的な年数で均等償却しております。なお、金額的に重要性のない場合には、発生時に全額償却しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計 … 税抜方式によっております。
処理

表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「リース資産」（前連結会計年度3,416千円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「未払金」に含めていた「リース債務」（前連結会計年度1,027千円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」（前連結会計年度2,755千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 56,957千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	2,704,400	13,500	—	2,717,900

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加13,500株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 39,300株 |
|------|---------|

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。一部外貨建ての営業債権を保有しておりますが、取引規模が非常に僅少であり、残高も少額なため為替の変動リスクを重要なものと認識しておりません。

敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクにさらされておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は1年以内の支払期日であります。リース債務は固定資産の取得のため、また借入金及び社債は主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクにさらされております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	892,092	892,092	－
(2) 売掛金	702,697	702,697	－
(3) 敷金及び保証金	213,238	205,991	△7,247
資産計	1,808,028	1,800,780	△7,247
(1) 買掛金	221,245	221,245	－
(2) 短期借入金	500,000	500,000	－
(3) 社債 (※) 1	315,100	311,699	△3,400
(4) 長期借入金 (※) 1	216,867	210,978	△5,888
(5) 未払金	111,702	111,702	－
(6) 未払法人税等	26,205	26,205	－
(7) 未払消費税等	34,200	34,200	－
(8) リース債務 (※) 1	70,473	68,308	△2,165
負債計	1,495,794	1,484,340	△11,454

(注) 1. 社債、長期借入金、リース債務の連結貸借対照表計上額及び時価には、1年内返済(償還)予定の金額が含まれております。

2. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金 (5) 未払金 (6) 未払法人税等 (7) 未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債 (4) 長期借入金 (8) リース債務

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、リース債務については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 投資有価証券(連結貸借対照表計上額113,200千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記算定対象に含めておりません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ポイント引当金	125,025千円
未払事業税	2,309千円
賞与引当金	5,673千円
貸倒引当金	4,837千円
減価償却費	1,631千円
その他	17,072千円
小計	156,551千円
評価性引当額	△7,316千円
繰延税金資産合計	149,234千円

繰延税金負債	
のれん	△5,513千円
その他	△317千円
繰延税金負債合計	△5,830千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等の永久差異	0.2%
税率変更による差異	6.5%
のれん償却額	8.0%
住民税均等割	1.5%
評価性引当額の増減	2.4%
法人税特別控除	△0.8%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.7%

3. 法人税等の税率の変更について

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)及び「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。なお、この税率変更により、繰延税金資産は10,501千円、繰延税金負債は533千円減少し、法人税等調整額は9,968千円増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

重要な子会社の役員及びその近親者

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
重要な 子会社 の役員	川合義彰	—	株式会社 マークアイ 代表取締役	借入契約の 債務被保証	67,686	—	—
				リース契約の 債務被保証	16,939	—	—
				借入契約に対する 担保被提供	67,686	—	—

(注) 株式会社マークアイの銀行借入契約及びリース契約に対して株式会社マークアイ代表取締役川合義彰より債務保証を受けております。また、同様に銀行借入契約に対して担保提供を受けております。なお、当該保証に対し、保証料の支払は行っておりません。取引金額は、平成27年9月30日現在の債務残高を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 440円 23銭
1株当たり当期純利益金額 19円 86銭

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	53,788千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る当期純利益	53,788千円
普通株式の期中平均株式数	2,708,897株

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	189,868 千円
1年超	585,428
合計	775,297

企業結合等関係に関する注記

取得による企業結合

1. 株式会社マークアイの株式取得

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 : 株式会社マークアイ

事業の内容 : 知的財産権に関する総合コンサルティング事業

②企業結合を行った主な理由

当社は、いつでも、どこでも、誰でも働くことのできる、社会の基盤となるサービスの提供を目指し、マイクロタスク型クラウドソーシングサービス※1「CROWD」の事業拡大に注力しております。また、当社には約880万人※2のクラウド会員がおり、委託された業務へ瞬時に着手可能なことは、当社の強みの一つであります。これにより、業務を行う人材リソースの確保に時間がかからず、事業の成長スピードを加速させることが可能となります。

一方、株式会社マークアイ（以下「マークアイ」）は「ブランドを創る・育てる・守る」を企業ミッションとして掲げ、創立以来20年以上に渡り一貫して知的財産に関わる事業を展開しています。現在の主なサービスは、グローバルでの商標の権利化・維持管理をはじめとして、ネーミングやロゴの制作などのブランド開発、ドメインネームサービスなどであります。マークアイの事業ドメインである、知的財産権管理の周辺分野では機密性の観点から労働集約的な業務が多く存在しております。マークアイの蓄積されたノウハウと、当社のクラウドソーシングの技術とリソースを掛けあわせてこの分野へ進出していくことで、これまで対応が難しかった新しい市場の開拓が可能になると考えております。このような事業展開により、従来の高い機密性・生産性・正確性を担保したまま、収益性向上が可能です。

当社はクラウドソーシング活用における機密性を高める取り組みを進めておりますため、今回マークアイと共同開発を行い、周辺分野への参入をすることで業容拡大が見込めることから、当社のグループ会社として事業展開を進めることが双方にとってメリットがあると判断し、今回の株式取得にいたしました。

※1 マイクロタスク型クラウドソーシング・・・受託した業務を細分化・単純化して不特定多数の作業者に委託するクラウドソーシングのこと

※2 平成26年9月末現在

③企業結合日

平成26年12月16日（株式取得日）

平成26年12月31日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率

58.8%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式を取得したことによります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成27年1月1日から平成27年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

①取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	510,718千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	52,971千円
取得原価		563,690千円

②発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん

401,799千円

b. 発生原因

株式取得時の受入純資産額が、取得原価を下回ったため、差額をのれんとして計上しております。

c. 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	510,760千円
固定資産	158,956千円
資産合計	669,717千円
流動負債	317,515千円
固定負債	76,877千円
負債合計	394,393千円

(5) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会

計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

2. 株式会社LikeItからの事業の譲受け

(1) 企業結合の概要

①相手企業の名称及び事業の内容

相手企業の名称 : 株式会社LikeIt

事業の内容 : スマートフォンアプリの事業

②企業結合を行った主な理由

スマートフォン分野の会員拡充を図るためであります。

③企業結合日

平成27年9月30日

④企業結合の法的形式

当社が現金を対価とする事業の譲受けを行ったためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている取得した事業の業績期間

企業結合日が当連結会計年度末のため、当該事業の業績は、当連結会計年度における連結計算書類には含まれておりません。

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

①取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	45,000千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	300千円
取得原価		45,300千円

②発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん

45,300千円

b. 発生原因

期待される将来の超過収益力によるものです。

c. 償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を見積もり、合理的な期間で均等償却する予定であります。

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

該当事項はありません。

- (5) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社マークアイ（当社の連結子会社）

事業の内容：知的財産権に関する総合コンサルティング事業

②企業結合日

平成27年1月30日、平成27年3月30日（株式取得日）

平成27年3月31日（みなし取得日）

③企業結合の法的形式

少数株主からの株式取得

④結合後企業の名称

名称に変更はありません。

⑤その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は17.3%であり、当該取引により、株式会社マークアイの当社の持分比率は76.1%となりました。当該追加取得は、当社グループ経営の安定強化及び機動的かつ柔軟な経営判断を可能にすることを目的とし、より一層の連携の強化を図るために行ったものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、平成27年3月31日をみなし取得日とし、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引として会計処理を行いました。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

①取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	150,190千円
取得原価		150,190千円

②発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん

98,407千円

b. 発生原因

株式取得時の受入純資産額が、取得原価を下回ったため、差額をのれんとして計上しております。

c. 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

事業分離

(1) 取引の概要

①分離先企業の名称及び分離した事業の内容

企業の名称 : 株式会社リアルマーケティング

(現 株式会社スマートソーシング)

事業の内容 : 広告主への営業

②事業分離を行った主な理由

経営資源の集中及び財務体質の強化を図るためであります。

③事業分離日

平成27年9月30日

④事業分離の法的形式

受取対価を現金のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①事業譲渡益の金額

24,115千円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその内訳

流動資産	80,633千円
資産合計	80,633千円
流動負債	62,749千円
負債合計	62,749千円

③会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

クラウド事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 177,525千円

営業利益 60千円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,337,614	流動負債	1,172,197
現金及び預金	640,152	買掛金	22,964
売掛金	407,206	短期借入金	500,000
未収入金	65,359	1年内償還予定の社債	77,800
貯蔵品	27,856	1年内返済予定の長期借入金	30,000
繰延税金資産	129,733	未払金	80,873
前払費用	66,792	リース債務	12,432
その他	2,223	未払費用	17,658
貸倒引当金	△1,709	未払消費税等	8,509
固定資産	1,336,096	前受金	20,589
有形固定資産	168,950	前受収益	19,228
建物	119,035	預り金	3,697
工具、器具及び備品	727	ポイント引当金	378,178
リース資産	49,188	その他	265
無形固定資産	98,470	固定負債	406,311
のれん	53,136	社債	237,300
ソフトウェア	31,554	長期借入金	105,000
その他	13,778	リース債務	41,101
投資その他の資産	1,068,675	繰延税金負債	1,898
投資有価証券	113,200	その他	21,011
関係会社株式	723,880	負債合計	1,578,508
敷金及び保証金	212,987	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	6,927	株 主 資 本	1,101,867
その他	28,057	資本金	417,237
貸倒引当金	△16,378	資本剰余金	409,295
繰 延 資 産	6,665	資本準備金	409,295
社債発行費	6,665	利益剰余金	275,334
		その他利益剰余金	275,334
		繰越利益剰余金	275,334
		純資産合計	1,101,867
資産合計	2,680,375	負債及び純資産合計	2,680,375

損 益 計 算 書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,329,300
売 上 原 価		1,291,230
売 上 総 利 益		1,038,069
販売費及び一般管理費		1,035,832
営 業 利 益		2,237
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	297	
業 務 受 託 報 酬	36,000	
そ の 他	321	36,619
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,205	
社 債 利 息	846	
為 替 差 損	739	
社 債 発 行 費	1,762	
支 払 保 証 料	1,014	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9,450	
そ の 他	689	19,707
経 常 利 益		19,149
特 別 利 益		
関係会社株式売却益	32,000	32,000
特 別 損 失		
本 社 移 転 費 用	3,235	
リ ー ス 解 約 損	1,479	
固 定 資 産 除 却 損	1,742	
減 損 損 失	1,026	
関係会社株式評価損	768	8,251
税 引 前 当 期 純 利 益		42,898
法人税、住民税及び事業税	2,528	
法 人 税 等 調 整 額	28,863	31,391
当 期 純 利 益		11,506

株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本計 合	
		資本 準備 金	資 本 剰 余 金 計 合	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利 益 剰 余 金 計 合		
当期首残高	411,162	403,220	403,220	263,828	263,828	1,078,211	1,078,211
当期変動額							
当期純利益				11,506	11,506	11,506	11,506
新株の発行	6,075	6,075	6,075			12,150	12,150
当期変動額合計	6,075	6,075	6,075	11,506	11,506	23,656	23,656
当期末残高	417,237	409,295	409,295	275,334	275,334	1,101,867	1,101,867

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び
関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券
時価のないもの … 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産

貯蔵品 … 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 … 定率法
（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～15年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産 … 定額法
（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

利息法を採用しております。なお、償却期間は5年です。

4. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

… 将来のポイントの交換による費用発生に備えるため、当事業年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

個別案件毎に判断し、10年以内の合理的な年数で償却しております。なお、金額的に重要性のない場合には、発生時に全額償却しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び

… 税抜方式によっております。

地方消費税の会計処理

表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収法人税等」(前事業年度7,300千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」(当事業年度2,093千円)に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「商標権」(前事業年度528千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」(当事業年度830千円)に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	44,122千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	9,839千円
短期金銭債務	12,908千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引	
営業取引による取引高	
売上高	52,450千円
業務委託費	183,645千円
営業取引以外の取引による取引高	
業務受託報酬	36,000千円
貸倒引当金繰入額	9,450千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ポイント引当金	125,025千円
減価償却費	1,631千円
関係会社株式評価損	12,878千円
貸倒引当金	4,764千円
その他	8,771千円
小計	153,071千円
評価性引当額	△19,405千円
繰延税金資産合計	133,666千円

繰延税金負債	
のれん	△5,513千円
その他	△317千円
繰延税金負債合計	△5,830千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等の永久差異	0.9%
税率変更による差異	23.2%
住民税均等割	1.0%
評価性引当額の増減	13.2%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	73.2%

3. 法人税等の税率の変更について

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）及び「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産は10,467千円、繰延税金負債は533千円減少し、法人税等調整額は9,934千円増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社リアルマーケティング	所有 直接 100%	役員の兼任	業務受託報酬	24,000	-	-
子会社	株式会社READO	所有 直接 100%	役員の兼任	業務受託報酬	12,000	未収入金	1,000
子会社	REALWORLD ASIA PTE. LTD.	所有 直接 100%	役員の兼任	貸付	10,000	その他(関係会社長期貸付金)	10,000
						貸倒引当金	9,450

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方法等

同社との取引条件については、市場価格等を勘案した一般的取引条件にて、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。

2. 株式会社リアルマーケティング(現 株式会社スマートソーシング)は、当期末において連結の範囲から除外しております。

3. REALWORLD ASIA PTE. LTD. に対する長期貸付金について、当期に貸倒引当金繰入額9,450千円を計上しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 405円 41銭

1株当たり当期純利益金額 4円 25銭

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	11,506千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る当期純利益	11,506千円
普通株式の期中平均株式数	2,708,897株

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	189,868	千円
1年超	585,428	
合計	775,297	

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月 8日

株式会社リアルワールド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 雅之[㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 筆野 力 [㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫[㊞]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リアルワールドの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルワールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成27年12月8日

株式会社リアルワールド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 雅之 ㊟

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 筆野 力 ㊟

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫 ㊟

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リアルワールドの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年12月9日

株式会社リアルワールド 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 久須美卓三 ㊟

監査役 (社外監査役) 半谷智之 ㊟

監査役 (社外監査役) 大村健 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業内容の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 今後の事業拡大および取締役会の監督機能の強化に備えるため、現行定款第19条(取締役の員数)に定める取締役の員数を7名以内から10名以内に変更を行うものであります。

(3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことから、これに対応するため現行定款第30条(取締役の責任免除)および現行定款第41条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第30条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条(条文省略) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 国内および国際付加価値通信網による情報提供サービス事業 (2) 国内および国際付加価値通信網による通信販売業ならびに情報提供の仲介 (3) 付加価値通信網による決済代行業 (4) インターネット等の通信媒体を利用した広告業および広告代理業務 (5) クラウドソーシング事業 (6) 投資事業組合財産の運用および管理ならびに投資事業組合財産持分の募集、販売 (新設) (新設)	(商 号) 第1条(現行どおり) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) <u>(7) 有価証券の取得、保有、投資および運用</u> <u>(8) 投資業、投資運用業および投資助言・代理業</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(9) <u>企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携等の企画立案、斡旋およびその仲介業務ならびにこれらに関するコンサルティング業務</u>
(新設)	(10) <u>産業財産権、ノウハウ、著作権、インターネットにおける識別名称であるドメインネームその他の知的財産権の権利取得・権利利用・権利管理に関する仲介、斡旋、侵害対応、調査、コンサルティング</u>
(新設)	(11) <u>企業・商品等のネーミング開発、ロゴ開発ならびにそれらに関する調査等</u>
(新設)	(12) <u>ブランド戦略の提案、ブランド意識調査、ブランド価値算定およびブランドマッピング等ブランド価値向上の為のブランドコンサルティングサービス</u>
(新設)	(13) <u>翻訳・通訳、書類作成等の事務代行</u>
(7) 前各号に関連するソフトウェアの販売、賃貸、設置、およびメンテナンス、ならびにこれらに関連するコンサルティング業務	(14) (現行どおり)
(8) コンピュータの利用による各種情報の提供	(15) (現行どおり)
(9) コンピュータソフトウェアの研究開発および販売	(16) (現行どおり)
(10) 有料職業紹介事業	(17) (現行どおり)
(11) ウェブサイトの企画、設計、開発、運営および売買	(18) (現行どおり)
(12) 前各号に付帯する一切の事業 第3条～第18条(条文省略) (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。 第20条～第29条(条文省略)	(19) (現行どおり) 第3条～第18条(現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。 第20条～第29条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、800万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第31条～第40条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第42条～第48条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第31条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第42条～第48条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社の経営体制の一層の強化を図るため取締役を4名増員し取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	菊池 誠晃 (昭和53年3月25日生)	平成13年10月 株式会社サイバーエージェント入社 平成16年3月 同社マネージャー就任 平成17年3月 株式会社シーエー・キャピタル (現 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ) 出向 平成17年7月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	1,356,500株
2	東本 和人 (昭和49年5月3日生)	平成10年4月 株式会社セプテーニ(現 株式会社セプテーニ・ホールディングス)入社 平成18年8月 株式会社ネットエイジグループ (現 ユナイテッド株式会社)入社 平成18年10月 同社執行役員経営管理本部長 就任 平成20年3月 株式会社カブコン入社 平成20年8月 株式会社マクロミル入社 平成22年4月 当社入社 当社経営本部長就任(現任) 平成22年12月 当社取締役就任(現任)	—
3	熊坂 慶太 (昭和56年2月11日生)	平成17年9月 株式会社フォーサイド・ドット・コム (現 株式会社フォーサイド)入社 平成21年4月 当社入社 平成22年6月 当社ソーシャルメディア事業部長就任 平成23年12月 当社取締役就任(現任) 平成26年5月 当社クラウド事業部長就任(現任)	7,200株
※ 4	金光 善浩 (昭和57年9月9日生)	平成19年11月 フォーランドフォレックス株式会社 (現 楽天証券株式会社)入社 平成23年6月 当社入社 平成27年10月 当社執行役員就任(現任)	800株
※ 5	寺原 大作 (昭和42年2月12日生)	平成2年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)入社 株式会社リクルートキャリア転籍 平成27年4月 当社入社 平成27年10月 当社執行役員就任(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※6	あるが ていいち 有賀 貞一 (昭和22年10月13日生)	平成2年6月 株式会社野村総合研究所 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成9年6月 株式会社CSK 専務取締役就任 平成12年6月 同社 代表取締役副社長就任 平成17年10月 株式会社CSKホールディングス 代表取締役就任 平成20年6月 株式会社ミスミグループ本社 代表取締役副社長就任 平成23年10月 AITコンサルティング株式会社設立 代表取締役就任(現任) 平成27年10月 株式会社アイリッジ 社外取締役就任(現任)	—
※7	あきた よしてる 穂田 誉輝 (昭和44年4月29日生)	平成5年4月 株式会社日本合同ファイナンス (現 株式会社ジャフコ) 入社 平成8年4月 株式会社ジャック(現 株式会社カー チスホールディングス) 入社 平成11年9月 株式会社アイシーピー 代表取締役就任 平成12年5月 株式会社カカコム取締役就任 平成13年12月 同社代表取締役社長就任 平成18年6月 同社取締役相談役就任 平成19年7月 クックパッド株式会社 取締役就任(現任) 平成24年5月 同社代表執行役就任(現任) 平成27年7月 株式会社みんなのウェディング 取締役会長就任(現任)	—
※8	じんの あきふみ 神野 彰史 (昭和43年5月7日生)	平成4年4月 大和証券株式会社入社 平成7年2月 グッドウィル・グループ株式会社 取締役就任 平成17年1月 株式会社グッドウィル 代表取締役社長就任 平成20年7月 株式会社リージェンシー設立 代表取締役就任(現任)	—

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 穂田誉輝氏は、クックパッド株式会社の代表執行役であります。同社は当社の大株主であり、当社は同社との間にクラウドソーシングにおける取引関係があります。その他各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 有賀貞一氏、穂田誉輝氏、および神野彰史氏は、社外取締役候補者であります。
4. 有賀貞一氏、穂田誉輝氏、および神野彰史氏を社外取締役候補者とする理由は、それぞれ経営者としての豊富な経験、および幅広い見識を実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断し、選任をお願いするのであります。

5. 当社は、有賀貞一氏、穠田誉輝氏、および神野彰史氏が選任された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として法令が規定する額とします。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

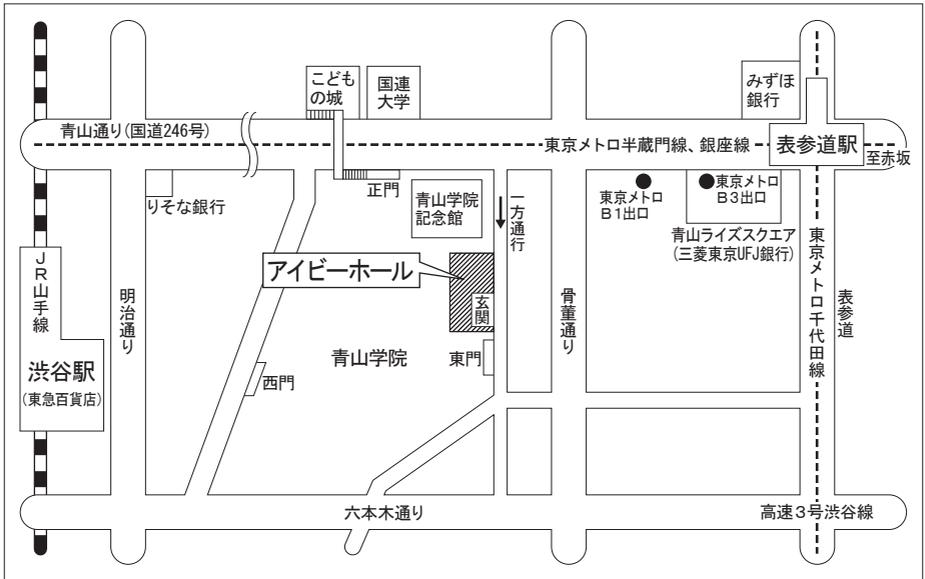
当社の取締役の報酬額は、平成18年6月1日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内としてご承認いただき現在に至っておりますが、経営体制の一層の強化を図るため、報酬額を年額2億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）に改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が承認可決されますと取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号
アイビーホール3階（ナルド）



交通機関

- 東京メトロ銀座線・千代田線・半蔵門線
表参道駅（B1・B3出口）より徒歩5分